

次期基本構想・基本計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 習志野市の次期基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）の策定に当たり、市民と市との協働による計画づくりを推進するため、次期基本構想・基本計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、習志野市のまちづくりに関し、基本構想等に盛り込むべき内容について調査研究し、市民の立場から市長に提案する。

(組織)

第3条 市民会議は、第4条の規定により選出された市民（以下「市民委員」という。）で構成する。

2 市民委員は、習志野市内に在住する20歳以上の者のうちから市長が委嘱する。

3 市民委員の定数は、16人とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

4 市民委員が第2項の要件に該当しなくなった場合は、市民委員の資格を失うものとする。

5 市民会議で合議し、及び市長が市民委員として不適格と判断した場合は、市民委員は、市民委員の資格を失うものとする。

6 市民委員が欠けた場合においてはこれを補充しない。ただし、定数の半数未満となった場合は、第4条の規定に関わらず、第2項の要件に該当する任意の者を市長が選出する。

(市民委員の公募等)

第4条 市民委員は、次に掲げる方法により選出する。

(1) 市長は、住民基本台帳より無作為抽出した者に参加希望案内を送付する。

(2) 市長は、前号の参加希望案内を送付した者で、参加希望申請を提出したものを選出する。この場合において家族や知人等の代理参加は認めない。

(3) 前号の参加希望申請を提出した者が16人に満たない場合は、前条第2項の要件に該当する任意の者を市長が選出する。

(任期)

第5条 市民委員の任期は、第2条の規定による提案を行う日までとする。

(議長及び副議長)

第6条 市民会議に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、市長が指名する。

3 議長は、市民会議を代表する。

4 副議長は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ファシリテーター)

第7条 市民委員のほかに、ファシリテーターを置く。

2 ファシリテーターは、会議を整理し司会進行を行う。

(会議)

第8条 市民会議の会議は、市長が招集する。

2 市民会議は、市民委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市民会議の運営に当たり、ファシリテーターが会議を整理し、司会進行を行い意見の集約を図ることとする。意見集約を図ったのち、議長が委員に諮り、市民会議の意思決定とする。

4 市民会議の公開は、習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針に基づき処理をする。

(市民会議の事務)

第9条 市民会議の事務は、長期計画担当課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月16日から施行する。